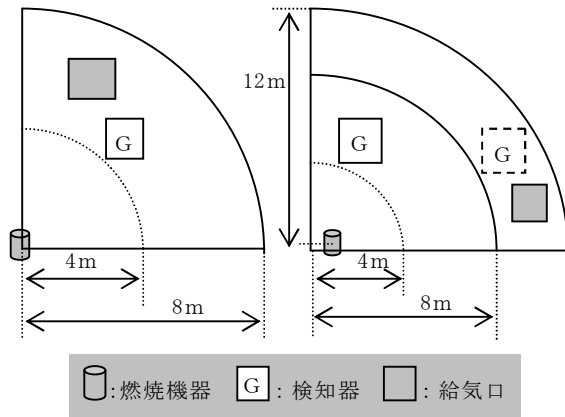


● 1 用語の定義

- (1) 貫通部は、燃料ガスを供給する導管が防火対象物又はその部分の外壁を貫通する部分をいう。
☆
- (2) 燃焼機器とは、ガスを燃料とする機器（以下「燃焼機器」という。）及び当該機器が接続される末端のガス栓をいう。
- (3) 検知区域とは、一の検知器が有効にガス漏れを検知できる区域をいう。 ☆
◇平成 28 年 4 月 1 日一部削除
- (4) 警戒区域とは、ガス漏れの発生した区域を他の区域と区別して識別できる最小単位の区域をいう。 ☆
- (5) 軽ガスとは、空気に対する比重が 1 未満のものをいう。 ☆
- (6) 重ガスとは、空気に対する比重が 1 を超えるものをいう。 ☆

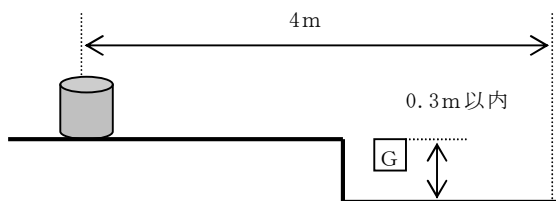
● 2 検知器

- (1) 規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項イ及びロに規定する水平距離とは、次の例によること。
ア 燃焼機器は、当該バーナー部分の中心からの距離
イ ガス栓は、当該ガス栓の中心からの距離
ウ 貫通部は、外壁の室内に面する当該ガス配管からの距離
- (2) 軽ガスの設置については、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項イの規定によるほか次によること。
ア 燃焼機器から水平距離 8m 以内の最も有効に検知でき、かつ、排ガスの影響の少ない位置に設けること。
イ 燃焼機器から水平距離が 4m を超え 8m 以内に給気口がある場合は、当該給気口の概ね 1.5m 以内の場所に検知器を設けること。
ウ 燃焼機器から水平距離 12m 以内（排ガスの影響を受けやすい水平距離 4m 以内にあるものを除く。）の天井面から 0.6m 以内の位置に給気口がある場合は、上記アの部分に設けるほか燃焼機器に最も近い当該給気口の概ね 1.5m 以内の場所にも設置するよう指導すること。



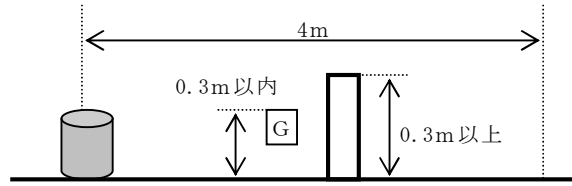
(3) 重ガス

- ア 床面に段差のある場合は、低い段側に設けること。 ★



- イ 床面から 0.3m 以上の高さの壁等がある場

合は、燃焼機器又は貫通部側に設けること。 ☆



(4) 検知器の設置を要しない場所

- ア 腐食性ガスの発生する場所で、検知器の機能の保持が困難な場所 ☆
- イ カートリッジ式ガスボンベによる燃焼機器のある場所

● 3 ガス漏れ表示灯

- ガス漏れ表示灯は、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 4 号ロの規定によるほか次によること。
- (1) ガス漏れ表示灯は、床面から概ね 2.5m 以内の高さの見やすい位置に設けること。
- (2) ガス漏れ表示灯には、ガス漏れ表示灯である旨の表示を設けること。

● 4 ガス漏れ火災報知設備が不要な温泉施設

規則第 24 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号の「温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係わる温泉の採取の場所において温泉を採取するもの」とは、次のことをいう。

- (1) 温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の確認を受けたもの ☆
- (2) 災害防止措置を必要としないものとする可燃性天然ガスの濃度

ア 温泉法第 14 条の 5 第 1 項の規定による都道府県知事の確認（可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としない旨の確認）を受けられる温泉は、可燃性天然ガスの濃度が、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 温泉付随ガスの採取ができる場合には、温泉付随ガスに含まれるメタンの濃度が 2.5%（50%LEL（爆発下限界：Lower Explosion Limit））未満であること。
- (イ) 温泉付随ガスの採取ができない場合には、a～c のすべてに該当すること。
a 容器に 1/5 以上の量の温泉水を入れてよく振り、容器中の空気のメタン濃度が 0.25%（5%LEL）未満であること。
b 貯湯タンクがある場合は、その内部のメタンの濃度が 1.25%（25%LEL）未満であること。
c ガスセパレーターがある場合は、ガスセパレーターで分離された気体のメタンの濃度が 1.25%（25%LEL）未満であること。

イ 都道府県知事は、次の(ア)～(イ)のすべてに該当する温泉は、アに該当するものとみなすことができる。

- (ア) 温泉付随ガスの気泡の発生を目視で確認できないこと。
- (イ) 近隣にあり、かつ、地質構造、泉質その他の条件からみて温泉付随ガスの性状が類似していると考えられる温泉の一つが、アに該当すること。
- (イ) その他、可燃性天然ガスの発生の可能性を示す情報がないこと。

◇ ●4 平成 25 年 1 月 1 日追加

◇ ガス漏れ火災報知設備